

## 3つのステップで考える相続・贈与対策 ～相続税の納税猶予～ その9

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、相続税の納税猶予制度（山林は除きます）について解説します。

### 1. 農地等についての相続税の納税猶予制度

農業を営んでいた被相続人又は特定貸付け等を行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付け等を行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付け等を行っている場合に限り、その納税が猶予されます（猶予される相続税額を「農地等納税猶予税額」といいます。）。

この農地等納税猶予税額は、特例の適用を受けた農業相続人が死亡した場合や、特例の適用を受けた農業相続人が特例農地等の全部を農業の後継者に生前一括贈与した場合などに該当することとなったときに免除されます。

農地等についての相続税の納税猶予の特例の適用件数は減少傾向にあります。都心部の農地等については、納税猶予の適用を受けると終身営農が要件とされるため、農業を継続して営む意思が明確な場合に選択され、また、1件当たりの納税猶予税額は増加傾向にあることから、農業経営の規模の大きなところだけが納税猶予の適用を受けていると思われます。

### 2. 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度

#### ① 特例措置のあらまし

経営承継円滑化法による都道府県知事の認定を受ける非上場会社の後継者である特例経営承継相続人等が、被相続人から非上場株式等を相続等により取得をし、その会社を経営していく場合には、特例経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、非上場株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、特例経営承継相続人等が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます。（その非上場株式等は相続人の相続財産として相続税が課されます。以下、「一般措置」において同じです。）

#### ② 一般措置のあらまし

経営承継円滑化法の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である経営承継相続人等が、被相続人から非上場株式等（一定の部分に限ります。）を相続等により取得をし、その会社を経営していく場合には、経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、非上場株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。この株式等納税猶予税額は、経営承継相続人等が死亡した場合等に該当したときには、その全部又は一部が免除されます。

平成30年から特例株式等納税猶予制度がスタートしたことから、特例措置の利用件数は増加するものと予想されます。

### 3. 医療法人の持分についての相続税の納税猶予

相続人等が、医療法人の持分を被相続人から相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、納付すべき相続税のうち、この特例の適用を受ける持分の価額に対応する相続税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（猶予される相続税額を「医療法人持分納税猶予税額」といいます。）。

医療法人持分納税猶予税額が免除される場合とは、認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次に掲げる場合に該当することとなったとき（一定の場合を除きます。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する相続税額は、届出書を提出することにより、免除されます。

区 分	届出により免除される額
認定医療法人の持分の全てを放棄した場合	医療法人持分納税猶予税額
認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分とその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき	医療法人持分納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

#### ● 納税猶予（山林を除く）適用件数等

（単位：人/百万円）

	農地等納税猶予		株式等納税猶予		特例株式等納税猶予		医療法人持分納税猶予	
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額
平成27年	1,840	43,969	224	14,813	—	—	28	1,230
平成28年	1,714	41,200	194	9,865	—	—	15	1,984
平成29年	1,644	40,405	230	15,333	—	—	10	368
平成30年	1,461	46,659	41	2,560	481	29,431	28	928

（文責：山本和義）